

仕 様 書

1 業務名

令和8年度久留米競輪場選手宿舍清掃等業務

2 業務目的

久留米競輪場で開催されるレースに出走する選手に開催期間中、常時、清潔且つ快適な環境を提供し、良好な衛生状態を維持することを目的とする。

3 業務場所

久留米市野中町2番地（久留米競輪場選手宿舍）

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の下表のとおりとする。

なお、下表は、令和8年1月末時点での見込みであり、以下①～③等の要因により開催日数は変動する場合があります、開催を中止又は順延した場合は委託者の指定する期間とする。

【久留米競輪本場開催日】

	グレード	開催時間	日数又は回数
通常清掃	G	日中	4日
		ナイター	4日
	F	ナイター	33日
		ミッドナイト	24日
定期清掃			6回

- ① 天災その他やむを得ない事由による中止
- ② 制度改正
- ③ 日程調整

5 業務の基本的事項

- (1) 受託者は、受託場所の美観保持について、契約書及び本仕様書に基づき、信義を重んじ善良な管理者の注意をもって受託業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、契約書及び本仕様書に記載がない業務が発生した場合、委託者と受託者で協議のうえ、対応可能なものについては契約金額を変更することなく、委託者の指示に従い業務を実施するものとする。
- (3) 委託者は、業務実施が契約書及び本仕様書に適合していないと認めた時は、業務の手直しを命ずることができる。
- (4) 受託者は、業務に従事する作業員の配置にあたっては、経験豊富な者を選び、また従事する作業員の交替があった時も同様とする。

- (5) 受託者は、業務に従事する作業員の教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序の維持に努めるものとする。
- (6) 受託者は、業務を総括するため作業員の中から作業責任者を選任し、業務の総括及び指揮監督その他一切の事項を処理させるものとする。なお、責任者は誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を完遂するものとする。
- (7) 作業員は、受託社名入りの統一した作業服を着用するものとし、事故防止、機密保持その他執務規則を厳守するとともに、常に言動、態度を良くし、来場者に不快の念を与えないようにしなければならない。
- (8) 作業員は、競輪場施設、設備機器、備品等の破損、落書等を発見した時は、直ちに委託者に報告し指示を受けなければならない。
- (9) 業務を実施するために使用する材料、機器等は建築物の構造機能及び材質を破損又は変質させないような品質良好なものとし、新製品等は十分なテストの上、委託者の承諾を受けなければならない。
- (10) 作業員は、清潔かつ衛生的に清掃を行い、あわせて競輪場施設の美観に十分注意するよう努めなければならない。
- (11) 業務に必要な機材、器具、消耗品（ゴミ袋・汚物袋・特殊洗剤等）、作業服等は受託者の負担とする。ただし、競輪場来場者が使用する石鹼、石鹼液、消臭剤及びトイレトペーパー等の消耗品及び受託者が場内の清掃業務を実施するにあたって必要な光熱水費は委託者負担とする。
- (12) 本業務の実施にあたっては、節電、節水に努めなければならない。
- (13) 便所内の石鹼、石鹼液、トイレトペーパー等衛生品の有無を随時点検し、使用に不便がないよう補充するものとする。
- (14) ゴみは燃やせるごみと資源ごみ（空き缶・空ビン等）に分別収集して、所定の場所（別紙1）に搬入すること。ただし、燃やせるごみについては、市指定の事業所用指定袋に入れ搬入すること。
- (15) 清掃後は戸締まりを点検し、鍵は責任者が所定の場所に返納すること。
- (16) ゴみ箱には必ずビニール袋を入れて汚れないようにすること。

6 清掃の種類

(1) 通常清掃は、前検日前日から本場開催翌日にかけて実施するものとする。

(2) 通常清掃は下表のとおり区分する。

区分	1開催当たり実施日数			
	G昼	Gナイター	Fナイター	Fミッド
前検日前日	1	1	1	1
前検日	1	1	1	1
開催日(最終日以外・昼)	3			
開催日(最終日以外・ナイター)		3	2	
開催日(最終日以外・ミッドナイト)				2
開催日(最終日・昼)	1			
開催日(最終日・ナイター)		1	1	
開催日(最終日・ミッドナイト)				1
開催翌日(昼)	1			
開催翌日(ナイター)		1	1	
開催翌日(ミッドナイト)				1
合計	7	7	6	6

(3) 定期清掃は、本場開催及び前検日を除いた日に実施するものとする。

7 通常清掃業務箇所及び内容

競輪場選手宿舎(清掃関係) ※別紙1参照

(1) 清掃箇所及び面積一覧表

	箇所	面積	清掃日	備考
1 階	玄関	28 m ²	前検日・開催日	タイル
	ホール	94 m ²	前検日・開催日	カーペット 塩ビシート
	次回選手控室	20 m ²	前検日・開催日	長尺塩ビシート
	検車場	273 m ²	前検日・開催日	ウレタン系塗床
	浴室	33 m ²	前検日・開催日	ミカゲ石
	浴槽	23 m ²	前検日・開催日	磁器タイル
	脱衣室	23 m ²	前検日・開催日	藤カーペット敷
	サウナ室	10 m ²	前検日・開催日	木床
	洗濯室	9 m ²	前検日・開催日	モルタル塗床

	便所	16 m ²	前検日・開催日	モザイクタイル 大便器3・小便器4・ 洗面器2
	ローラー室	79 m ²	前検日・開催日	
2 階	選手控室	287 m ²	前検日・開催日	畳
	選手娛樂室	48 m ²	前検日・開催日	カーペット
	通路	102 m ²	前検日・開催日	カーペット
	洗面所 シャワー室	31 m ²	前検日・開催日	塩ビシート シャワー室2・洗面器2
3 階	洗面所 便所	59 m ²	前検日・開催日	モザイクタイル 大便器8・小便器7・ 3階洗面器20台

(2)業務内容

前検日の清掃は15時までに、開催日（最終日を除く）は12時（ナイター及びミッドナイト開催は19時）までに、最終日は18時までに業務を終了すること。

	清 掃 内 容
玄 関 通 路 階 段 建物周辺 ローラー室	<p>①関係者等に迷惑のかからないように、巡回のうえ常に清潔にしておくこと。</p> <p>②入口ドア及びガラス等は出入りの人に不快感を与えないよう常に拭きあげること。</p> <p>③カウンターは、柔らかい雑巾で拭きあげること。</p> <p>④玄関マットは、常に清掃し清潔を保つこと。</p> <p>⑤玄関タイル床は、水拭きし、拭きあげること。</p> <p>⑥配置している灰皿、ゴミ箱等は常に清掃のこと。特に灰皿については、火気に十分留意すること。</p> <p>⑦玄関フロア・階段・通路等のカーペット床は、電気掃除機等により塵、埃等を除去すること。</p> <p>⑧宿舍周辺は落葉等を除去し、美観を保つこと。</p>
浴 室 浴 槽 脱衣場 サウナ室	<p>①大浴槽に、前検日は午前11時迄にお湯を入れること。開催日（<u>最終日を除く</u>）は、<u>清掃後、午前11時迄にお湯を入れ替えること</u>。小浴槽には水を入れること。最終日については、小浴槽のみにお湯を入れること。</p> <p>②洗い場、浴槽、風呂場椅子、洗面器等は、適性洗剤で除去した</p>

	<p>後、水洗いし、拭きあげ、清潔に保つこと。最終日は風呂場椅子、洗面器等は拭きあげ、収納すること。</p> <p>③石鹸、シャンプー等は随時補充しておくこと。</p> <p>④脱衣室の籐カーペット敷床は、掃いた後に拭きあげること。</p> <p>⑤足拭きマットは洗濯機でよく洗い、乾燥後使用すること。</p> <p>⑥洗面台、脱衣箱は水拭きまたは乾拭きし、常に良好な状態を保つこと。汚れのひどい箇所は、適性洗剤で除去し、清潔を保つこと。</p> <p>⑦鏡、金属等は磨き上げること。</p> <p>⑧サウナ室の床は水洗いをし、乾拭きすること。</p> <p>⑨サウナのスイッチ作動は午前11時に行う。ただし、最終日は作動しない。</p> <p>⑩洗濯室は最終日に簀を取り外し、モルタル床を水洗いすること。</p> <p>⑪洗濯機及び乾燥機内のフィルター洗浄は、適宜行うこと。</p> <p>⑫最終日のレース終了後は完全清掃し、終了すること。</p>
洗面所 トイレ	<p>①トイレの清掃については、JKA 選手管理と調整を行い、日中開催・ナイター・ミッドナイト等のレース形態に合わせて選手への影響を最小限とした時間に適切に行うものとする。その後は、業務終了まで適宜、巡回清掃し、常に美観の保持に努めること。</p> <p>②床面は、ほうき及びモップ等を用いて除塵し、水拭きして拭きあげ、常に清潔を保つこと。また、汚れのひどい箇所は適性洗剤で除去すること。</p> <p>③衛生陶器類は水洗いし拭きあげ、常に清潔を保つこと。また、汚れのひどい箇所は、適性洗剤で除去し、清潔を保つこと。</p> <p>④洗面台、鏡等は適切な方法で洗い拭きあるいは乾拭きし、常に良好な状態を保つこと。</p> <p>⑤ドア及び間仕切りは乾拭きし、金属部分は磨くこと。</p> <p>⑥石鹸、トイレットペーパー、ペーパータオル、消臭剤等は随時補充しておくこと。</p> <p>⑦灰皿、汚物入れ等は常に清掃すること。特に灰皿については火気に十分留意すること。</p> <p>⑧便器・洗面所等の簡単な詰まり直し等を行うこと。</p> <p>⑨最終レース終了後は、完全清掃し終了すること。</p>

(1) 清掃箇所及び面積一覧表

箇所		数量	清掃日	備考
2階	4人部屋 (28 m ²)	5室	(2)業務内容のとおり	畳及び一部板面あり
3階	4人部屋 (28 m ²)	26室	(2)業務内容のとおり	畳及び一部板面あり
	3人部屋 (22 m ²)	2室	(2)業務内容のとおり	畳及び一部板面あり
	2人部屋 (20 m ²)	3室	(2)業務内容のとおり	畳及び一部板面あり

※別紙2で示す廊下・階段等の共有部分も含める。

(2) 業務内容

日程	業務内容
前検日前日	<ul style="list-style-type: none"> ●選手宿泊室 34室 ・寝具類等セッティング：掛け、シーツ、枕カバー ・部屋の掃除：掃除機かけ、TV画面、テーブル拭き。畳、窓のレール、木の雑巾がけ、ティッシュペーパーの補充 ・廊下および階段の掃除：担当の廊下、階段等の掃除機かけ (夏期のみ) タオルケット補充 (冬期のみ) 毛布に全員でカバーをかけて補充、加湿器に水を入れたタンクをセット
前検日	<ul style="list-style-type: none"> ●各選手宿泊室の作業 ・各部屋準備：電気ポット、急須、選手人数分の湯のみ（茶櫃は常置）、お茶葉確認 ・洗面所掃除 ・紙コップ等の補充 ●管理事務所の作業 ・選手要望の受付：選手私物クリーニング、マッサージ、食物の好き嫌い、延長コード、マットレス貸し出し等 ●競技会宿直室の作業 ・宿直室セッティング：掛け、シーツ等 ・マッサージ関係：マッサージ用布団＋シーツをセット ・寝具類等のほつれ修繕などの雑用

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">開催日 (最終日を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●選手宿泊室内対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、前日の新聞を回収し片付け、TVの画面、テーブルを拭く 使用した湯のみ急須等は洗って戻す ・掃除機かけ、窓の棧やドア内側を雑巾がけ、 ポットの水を補充、(冬のみ)加湿器の水を補充 ●選手宿泊室外対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し、食堂の食器があれば食堂へ返す ・廊下、階段、洗面所、休養室、従事員室、宿直室、事務所等を4人で 分担し、掃除機をかける ・選手室の外ドア、机、階段のステップ、手すり、床などの雑巾がけ
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">最終日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各部屋回収作業 <ul style="list-style-type: none"> ・回収するもの：電気ポット、湯のみ、急須、新聞、ゴミ等、(冬 のみ)加湿器タンク ●選手宿泊室 <ul style="list-style-type: none"> ・シーツ、カバー等をはぎ、別々の袋に回収 ・布団を三つ折にたたみ、布団下の畳、ベッド横のライトカバー、 タオルケット等の棚の雑巾がけ ・使用した毛布があればカバーを剥いで袋に回収 ・全員でゴミ出し、食堂の食器があれば食堂に返す ・部屋および廊下の清掃 ・冷蔵庫の中、TVの画面、テーブルふき ・部屋、廊下の掃除機がけ ・電源を全てコンセント抜き、エアコンOFFのチェック ・座布団は汚れがあればカバーを交換 ・シーツ、カバー等、各個別に集計し、クリーニング店に出す用紙 に記入
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">開催翌日</p>	<p>最終日の残りの作業 ※後泊する選手宿泊室の掃除も実施すること</p>

(3) その他特記事項

- ア 前検日に、1節分使用する市指定の事業所用指定袋、洗面所に設置する紙コップ、選手宿泊室ごみ箱用のごみ袋の用意をすること。なお、これらについては委託者より支給する。
- イ 前検日、冬期のみ選手用防寒着をJKAがクリーニングに出すので、クリーニング店からの配達数をチェックすること。
- ウ タオルケットおよび毛布は、シーズンで入れ替えの時にクリーニングに出すこと。

- エ 梅雨時期は畳にカビが生えるので注意して清掃を行うこと。
- オ カーテンのフック補強修理および洗濯を随時行うこと。
- カ 汚れが目についた箇所は各自掃除（廊下絨毯等）を行うこと。
- キ 蛍光灯のちらつき等は JKA に報告し、委託者に対応してもらうこと。
- ク その他、選手から要望等を受けた場合は、迅速に対応すること。

競輪場選手宿舎（クリーニング関係）

久留米競輪場選手宿舎クリーニング業務について、原則として本業務の落札業者に業務を発注するものとする。業務内容は別に定める仕様書によるものとし、別途契約を行う。

8 定期清掃（2ヶ月に1回）

(1)フロアマット洗浄

下記に示すフロアマット洗浄を行うこと。

番号	名称	マット枚数
1	選手宿舎	5枚

(2)洗濯機清掃・乾燥機清掃

下記に示す洗濯機槽のカビおよび水垢等の除去・消毒に関する清掃を行うこと。乾燥機のフィルター等の清掃を行うこと。

番号	名称	洗濯機・乾燥機台数
1	選手宿舎1階洗濯乾燥室	5台
2	選手宿舎1階洗濯乾燥室外(※)	2台
3	選手宿舎1階更衣室	3台
4	選手宿舎1階検車場	1台
5	選手宿舎中2階洗面所	2台
6	選手宿舎中3階洗面所	2台

(※) 洗濯機のみ設置

9 委託料の請求について

- (1) 通常清掃1日当たりの委託料は、各区分の契約金額によることとする。受託者は、1開催ごとに実績に基づいて、業務完了報告書及び請求書を委託者に提出し、委託者は適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとする。
- (2) 定期清掃の1回当たりの委託料は契約金額によるものとする。1年を2ヶ月ごとの6期に分け、受託者は、1期の業務が完了する毎に業務完了報告書及び請求書を委託者に提出し、委託者は適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとする。

10 その他

- (1) 落札者は、入札終了後速やかに、落札金額の算出根拠となる施設ごとの費用明細を提出しなければならない。
- (2) 選手・JKA等から清掃について苦情を受けた場合は、迅速に対応すること。
- (3) 年に数日程度、日本競輪選手会・各自転車競技団体等の合宿実施により宿舎を利用する場合がある。その際は、委託者と協議のうえ、別途選手宿舎清掃等業務を行うものとする。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。